

令和3年10月1日
株式会社佐賀銀行

平成29年（2017年）分のNISA口座のみなし廃止措置について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。
当行においてNISA口座の開設を頂いているお客さまにおかれましては、平成29年にマイナンバーのご提出をお願いしておりましたところ、下記のお客さまにつきましては、令和3年度税制改正に伴い、令和4年1月1日をもってNISA口座を廃止させていただきますのでご案内いたします。

記

1. ご対象となるお客さま：

令和3年12月末時点で

1. 平成29年（2017年）分の非課税管理勘定（NISA）が設定されており、
2. マイナンバーを佐賀銀行に未提出のお客さま

2. ご対応

非課税口座廃止届出書の提出がなされたものとみなし、令和4年1月1日をもってNISA口座を廃止（みなし廃止）させていただきます。

3. その他

住所変更等で既にマイナンバーを当行にご提出頂いたお客さまであっても、平成30年（2018年）以降の非課税管理勘定（一般NISA）または非課税累積投資勘定（つみたてNISA）が設定されていないお客さまも「みなし廃止」の対象となります。

なお、NISA口座が「みなし廃止」される予定のお客さまで、当行でNISA口座のご利用を希望される場合は、改めて非課税口座の開設申込をお願い致します。

<本件に関する問い合わせ>

株式会社 佐賀銀行

業務集中支援部

金融商品グループ

TEL 0952-25-4687

以 上